

公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）の定款第14条第2項の規定に基づいて定めるものである。

(会員の種類)

第2条 協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员 協会の趣旨に賛同し、事業を助成する者。
- (2) 維持会員 協会の趣旨に賛同し、特に事業を援助する者。
- (3) 終身会員 300,000円以上または同程度の物品の寄付者。

2 会長が特に必要と認める場合、理事会の議を経て名誉会員を置くことができる。名誉会員とは、協会の事業に対し功労のあったもので、第3条に規定する会費等の納入義務を負わない者をいう。

(会費及び入会金)

第3条 普通会员及び維持会員は入会するときに入会金1,000円及び年会費を納入しなければならない。年会費は会員の種類に応じて次の各号のとおりとする。

- (1) 普通会员会費 12,000円

学生については在学証明書の提示により4,800円

- (2) 維持会員会費 36,000円
- (3) 終身会員会費 300,000円以上または同程度の物品の寄付者
- (4) 海外会員会費 19,200円海外への広報誌送料を含めた会費

2 年会費の起算は、4月1日から3月31日とし、途中の入会の場合の会費は月割計算をする。

3 団体割引 日本美術刀剣保存協会協力団体等で10人以上の会費をまとめて納入するときは団体割引が適用できる。団体割引は20%とする。ただし、海外会員の場合は金額の端数を千円単位で切り上げる。

(入会手続)

第4条 協会会員としての入会手続きは、別紙申込書により、最寄りの日本美術刀剣保存協会協力団体を経由、若しくは直接協会に個人で申し込むものとし、入会者には会員証を交付するものとする。

(脱会)

第5条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。また所定の期限までに年会費を納入しなかった者についても脱会とみなす。

2 脱会した者については、既に納めた会費はこれを返金しない。

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を受けるものとする。

- (1) 会費には、協会で発行する広報誌『刀剣美術』の購読料を含むものとする。
- (2) 審査申請料を割引する。
- (3) 協会主催展覧会の入場料を割引する。
- (4) 維持会員及び終身会員は展覧会及び特別鑑賞会を無料とする。
- (5) 会員として継続して30年を経過し、満年齢75歳以上の会員については、協力団体代表者の推薦により刀剣博物館優待券を交付する。

(会費の使途)

第7条 第3条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名等)

第8条 会長は、会員が協会の定款に定める目的に違反する行為、若しくは協会に対し著しく信用を傷つけ、又は損害を与える行為をしたときは、その内容により理事会の議を経て会員の資格を取消し、または除名することができる。

(身分の継続)

第9条 財団法人日本美術刀剣保存協会寄附行為に基づく会員規則の規定による終身会員及び優遇会員はその身分を継続するものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は理事会決議による。

附 則

1 この規則は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立の登記の日から施行する。

平成 年 月 日

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 殿

入会申込書

新規会員移動報告書

3	新規
---	----

会員番号							

部数

貴会の趣旨に賛同し会員として入会致します。

フリガナ	
氏名	
住所	
電話番号	

上記の太線内をお書きください。

下記は協会の記載欄です。

支部コード

入金情報		
年度分	入金日	金額
年		
年		

会員の種類	
1	普通会员
2	維持会員
3	学生会員
4	終身会員
6	贈呈
7	広告掲載

入会日	年	月
-----	---	---

	総務部長	総務課長	係
審査			

* この申込書の個人情報については、会員連絡に係る事由以外には使用いたしません。